

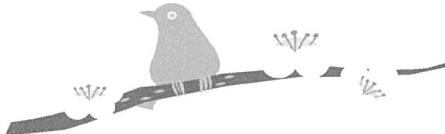
TEL 095-825-1132

FAX 095-827-3658

E-mail info@nagatakaikei.co.jp

URL http://www.nagatakaikei.co.jp/

アベノミクスへの期待と事業経営



株式会社永田会計
代表取締役 永田吉朗

明けましておめでとうございます。安倍新政権の新経済政策を受けて、早速円が安くなり、株価も上昇しています。経済変動の予想のなかで事業経営をどう考えるか、私見をお伝えしたいと存じます。

●経済政策への期待

アベノミクスという名前までついた新経済政策の効果で、聞き飽きたデフレから脱却し、日本経済が復活することを期待します。今年は好景気がやってきそうです。



●「金利高騰と国債価格暴落」がやってくるのか？

しかし、財政の国債依存問題と、高齢化の進行に伴う社会福祉負担の構造問題は、解決していません。この問題を重視して、「金利高騰と国債価格暴落により、金融機関も日本経済も破綻する」と恐ろしい予言をする評論家がいます（随分前から続いているので“狼が来るぞ”の気もしますが）。

一方で、「世界中が資金の量的緩和状態なので、金利上昇は大きくならず、株価上昇の効果が大きく、新政権の経済政策は、景気刺激策として有効だ」とする論者もあります。

●消費税増税カウントダウン

消費税は、現行の5%から、平成26年4月1日に8%、27年10月1日には10%に増税されることが決まっています。

●まずは今年の好景気に乗る

インフレ目標の効果は未知数ですが、公共工事の増額の効果は実証済みなので、久々の好景気がやってきそうです。消費税増税の前には、かならず駆け込み需要も発生します。事業者は、この波を逃さないよう、営業体制を強化することが肝要でしょう。



●その後どうなるか

消費税増税後には、駆け込み需要後の需要後退が待っているのは確実です。また、新政権が実行しようとしているのは、実質的に国債を日銀が引受けことで調達した資金を財政支出の増額に充てるという、まさに背水の陣、伸るか反るかの政策です。万一裏目に出ると“狼が来るぞ”になるかもしれません。

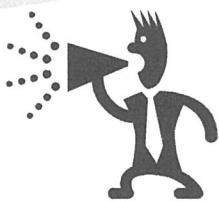
●迅速な業績把握と経営対応のできる体制の確立を

来年以降は、経済を蘇生させるためのカンフル剤政策、中小企業金融円滑化法の本年3月終了、消費税増税の影響が同時にやってきて先読みが難しくなりそうです。予測の難しい事態への事業者の対処法は、迅速に業績を把握し、即座に経営対応していく、まさに「決められる経営」のできる体制を今年中に確立することです。

私どもも、皆様のお手伝いをさせていただくべく、
精一杯努力します。
本年もどうぞよろしくお願ひいたします。



平成25年1月から徴収する 源泉徴収税額が変わります。



平成25年1月から従来の源泉徴収税額が2.1%増えます。

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が平成23年12月2日に公布され、平成25年1月1日から施行されます。このため、源泉徴収義務者の方は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、その合計額を国に納付することになりました。

この復興特別所得税の実務上のポイントについて簡単にご説明します。

- 1、復興特別所得税は、1枚の納付書にて所得税との合計額を納付していくことになります。
- 2、平成25年1月1日以降に支払う給与等から源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額は、平成25年分の源泉徴収税額表をご使用下さい。平成24年分以前の源泉徴収税額表をご使用にならないようご注意下さい。
- 3、平成25年1月1日以降に生じる報酬に係る源泉税（税理士、司法書士等へのもの）も増加しますのでご注意下さい。尚、1回で支払う報酬の金額が1,000,000円を超える場合には、20.42%となります。
- 4、平成24年分の年末調整は、今回の改正の内容を含みません。あくまでも平成25年分の年末調整からの適用となります。
- 5、なお、給与に係る源泉税は、平成25年1月支払分から、報酬に係る源泉税は、平成25年1月業務実行分から増税になりますので、時期の判定にご注意下さい。



詳しくは、弊社までご相談下さい。

